

大山喬平著

『日本中世農村史の研究』

入間田宣夫

一

中世農村史とはなにか。中世の社会経済史・中世庄园史・中世村落史・中世領主制史・中世農業史・中世灌漑史等々となった中世農村史の独自の領域とはなにか。それは中世農村の全体としての現実的展開を主題とする学問である。それはまた、中世における都市と農村の対立というテーマを農村の側から照射するという意味で、全体史への接近をめざす学問でもある。

このような問題意識をもって進められてきた大山氏の中世農村史研究の成果が、ついにまとめられた。既発表の論文一二編に、総論ともいべき論稿「日本中世農村史研究の課題」が序説としてつけ加えられ、さらに若干の補訂が加えられて、一巻をなしている。いまその構成をしめすならば、次のようになる。

序説

I 日本中世農村史研究の課題

第一部 領主制

問題の展望

評書

II 荘園制と領主制

III 国衙領における領主制の形成

IV 地頭領主制と在家支配

——肥後國人吉庄地頭相良氏——

第二部 中世村落

問題の展望

V 中世社会の農民

——特に初期の農業経営と村落構造をめぐって——

付論 中世史研究の一視角

VI 中世における灌漑と開発の労働編成

VII 鎌倉時代の村落結合

——丹波国大山庄一井谷——

VIII 中世村落における灌漑と錢貨の流通

——丹波国大山庄西田井村——

K 絹と綿の荘園

——尾張国富田庄——

第三部 身分制

問題の展望

X 中世の身分制と国家

付論 奈良坂・清水坂両宿非人抗争雑考

XI 中世社会のイエと百姓

あとがき

索引

「日本中世農村史研究の課題」を明らかにしようとする序説において大山氏が検討の対象としたのはやはり、石母田正氏の『中

「世的世界の形成」であった。「都市的支配に対する農村の闘い」を主題とするこの石母田氏の著作を日本中世農村史確立への高度な可能性をはらむものであったと評価する大山氏は同時に石母田理論にたいするもつとも厳しい批判者でもあった。

石母田説を「直接生産者の奴隷から農奴への直接の形態変換（成長）の理論、さらに、この形態変換（成長）がそのまま領主制の形成へと導くとする同一過程の理論」であると特色づけ、それを批判しながら大山氏は、中世農奴制形成の論理的な起点（同時に歴史的起点）を、古代社会内部における奴隷制の批判勢力、すなわちさまざまな段階と形態において自己を実現しつつあった小経営にもとめる。そしてこの小経営生産様式の自由な進展という歴史的過程を前提としながら、それに激しく対立して、小経営を抑圧し農奴として隷属させてゆこうとするのが領主制形成の過程であったとされる。小経営の発展と農奴制の形成とは同一過程どころか、相克しあう二つの過程として把握されなければならないということになる。さらに、この二つの過程を同時に不可分のかたちで包括しつつ成立・展開する場が中世村落であったとされるのである。「中世村落は中世における小経営生産様式の政治参加の形式をなすとともに、それ自身が小さな領主制（村落領主）を内包し、その母胎として存在している」。中世村落は「中世社会の縮図としての領主―農民関係の萌芽をすべて包括して」いると。

このような中世村落の位置づけは大山氏の農村史研究の真髓をなすものである。このような村落論に立脚することによってはじめ大山氏は、石母田氏による小経営展開の場としての中世村落

の軽視、あるいは中世農民に対する政治的無能力宣言を告発し、石母田氏における領主制把握の観念的理解を正す論理を展開することができたのである。また、黒田俊雄氏による非「領主制」的展開の理論にたいしても有効な批判を加えることができたのである。なぜならば、大山氏にあっては村落内部に形成される小さな領主制（村落領主）は普遍的な存在であり、それを無視して荘園領主制の非「領主制」的展開を語ることは不可能であるとされるからである。在地領主制と荘園領主制の基底に小さな領主制（村落領主）が存在し、それが中世史の全局面をつらぬいているという大山氏による「領主制理論の真髓」と黒田説との間にある溝は意外に深いのである。

このような大山氏の村落論あるいは領主制論は、石母田理論のもつともすぐれた発展・継承であり、戦後歴史学の豊かな達成をしめすものであった。村落論あるいは領主制論の基本的組み立てにかんして、大山氏と見解を異にする点は、私にはほとんどない。大山氏から多くを学んできたものとしては当然のことともいえるかもしれないが、それにしても共感を覚える部分の大きさにはあらためて驚かされた。これが序説を読んだ素直な感想である。だが、理論の具体的展開の場面ともなれば話は別である。

中世村落内外における諸階層の性格づけとその相互関係にかんする大山氏の理論の展開はきわめてユニークなものであり、同時にまた、先の基本的理論とそれ自体きわめて興味深い個別的分析とを媒介する重要な環をなしている。しかし、それはきわめてユニークなだけに、問題もまた大きいのである。

二

Ⅱ 荘園制と領主制、Ⅴ 中世社会の農民、付論 中世史研究の一視角、Ⅺ 中世社会のイニと百姓 などにおいて展開されている村落内外の諸階層の性格づけと相互関係にかんする理論がここでは問題である。

大山氏は中世村落の構成員として、村落領主・名主層・散田作人層の三階層を設定する。この三者がとり結ぶ諸関係の総体が中世村落の生ける実体をなすわけだが、その核心をなすのはやはり「構成的支配」、つまり名主層と散田作人層とがとり結ぶ支配関係であろう。名主の家父長制的な私的支配の外部に人格的隸属・保護からきりはなされて存在する自由な零細経営たる散田作人層、これらにたいする名主層の支配は、かれら散田作人層を集団的・階層的に排除することによってなされてきたとされる。両者は田植・稲刈・灌漑工事などにおいては具体的関係をとり結ばざるをえないが、その関係は散田作人層を米銭をもって雇傭するという非人格的なものであったという。このように私的・人格的支配とは異質な支配、階層的排除に基礎をおく支配、貨幣によって媒介される支配を、大山氏は「構成的支配」と名づけた。それは名主層の私的個別的支配とは異質な村落的・階層的支配という意味で、公的・領域的支配でもあったとされる。

評 書
そしてこの村落内における「構成的支配」こそが、中世の封建権力・封建領主制をささえる権力編成原理、すなわち公的・領域的支配権または統治権の支配権の基盤をなすものであったと大山氏は断定するのである。荘園領主・在地領主が公的・領域的支配

を実現できたのは村落内における「構成的支配」があったからだということになる。さらにいえば、名主層は散田作人層にたいする「構成的支配」をおこなうことによって同時に、荘園領主・在地領主の公的・領域的支配を支える役割をもはたしていたということになる（媒介項としての村落領主の位置づけがあるとはいうものの大筋は変らない）。

だがはたして、そうであろうか。荘園領主・在地領主による公的・領域的支配とは本来、村落内のすべての農民を対象とするものではなかったか。とりわけ名主層は本年貢・公事の負担者として荘園領主・在地領主による公的・領域的支配の対象として百姓身分の基幹をなす存在ではなかったであろうか。そこでは名主層は明らかに被支配者階級に属するのである。荘園領主・在地領主が名主層から本年貢・公事の収取をなしうる根拠は何か。この問題をぬぎにして荘園領主・在地領主の公的・領域的支配を語ることはできない。このような名主層にたいする公的・領域的支配を、大山氏のように散田作人層にたいする名主層の公的・領域的支配（「構成的支配」）から説明しようとすることには相当な無理があるのではないか。公的・領域的支配という言葉は共通だが、一方では名主層は支配の客体であり、他方では支配の主体となっているのである。実体がまるで異なるものを言葉の共通性のみで頼って結びつけることはできない。

大山説では名主層は散田作人層にたいする「構成的支配」の体現者としての側面のみが重視されて、本年貢・公事の負担者として百姓身分の基幹をなす存在であったということが軽視されている。そこにそもそも問題があったのである。名主層―散田作人

層の対立関係はたしかにあつたかもしれないが、それを重視するあまりに、名主層の支配者としての側面のみを強調し、さらにはそれを荘園領主・在地領主の公的・領域的支配にまで関連づけようとするのは誤りであろう。基本的対立関係はやはり荘園領主・在地領主と名主層をはじめとする村落構成員との間にあつたのであり、名主層―散田作人層の関係は副次的対立関係というべきであろう。この基本的対立関係をぬきにして副次的な関係から荘園領主・在地領主の公的・領域的支配を説明することはできない。

中世村落内における対立・矛盾、名主層とそれ以下の農民階層との間に横たわる亀裂の存在については大山氏のみならず、黒田・河音などの諸氏によつても、それぞれニュアンスを異にしながら語られている。たしかに重要な指摘であり、このような観点でぬきに中世村落の内奥を探ることはできないであろう。が、この対立・矛盾関係のみを重視して、それが中世村落のあり方、さらには中世荘園社会のあり方までを決定づける基本的関係であつたかのように考えたとすれば、それは行きすぎであろう。農民層内部における対立・矛盾の存在にもかかわらず、中世農民は百姓身分としての一体性を保ち、荘園領主・在地領主の支配に対抗しつづけたのである。「小経営の基盤を確保・強化しようとする農民層の動向を直接的に集約する歴史的形態」「農民諸階層の領主支配に対する抵抗の嚆」として、中世村落を捉えようとする本書序説の立場からしても、農民層内部の対立・矛盾の過度の重視は許されないのではないか。

これまでは、名主層―散田作人層の関係、すなわち「構成的支配」の位置づけ、それが中世村落さらには中世荘園社会のなかで

いかなる比重をもつて存在していたのかということに関して疑問を呈してきた。だが、「構成的支配」それ自体についても問題がないではない。名主層―散田作人層の関係は、大山説のように、非人格的・階層的・公的・領域的な性格をもつていたと本當にいえるのであろうか。結論からいえば、否である。本書におけるそれ自体きわめて興味深い個別的分析によつても、「構成的支配」の存在を証明することはできないように思われる。それはなお、一個の理論的要請としてとどまっているといわざるをえないのではないか。

一時期の中世史研究には名主層によつて体现される家父長制支配、下人・所従にたいする私的・人格的支配をもつてすべてを覆いつくそうとする極端な傾向が見られた。それにたいして、名主層の家父長制的農業経営とは相対的に自立して小経営をいとなむ農民階層があつたことを明らかにしたのが、黒田・戸田・河音・大山ら日本史研究会の人々であつた。これらの人々によつて、日本中世における小経営生産様式が存在を確定するという理論的にも実証的にもきわめて大きな成果がもたらされたのであつた。そのなかでも、大山氏の散田作人論は、名主層の家父長制的私的支配から全く独立した農民層を想定する点において、家父長制一元論にたいするもつとも徹底した批判となつていた。「家父長制原理の適用を意識的に避けたところで」展開された中世村落論、これが大山氏の村落論の特質である。だが、それは家父長制一元論とは方向を異にするとはいへ、やはり一方の極端に走る議論となつてしまつたのではないか。

最近の諸研究は、中世村落の内部において、名主層とそれ以下

の階層とのあいだにとり結ばれるきわめて複雑な社会的關係をすこしづつ明らかにしつつある。主従の縁、血族の縁のほか、さまざまな因縁や所縁によって網の目のように結びあわされている村落構成員、そのなかで進行する複雑な土地財産の貸借關係など、中世村落内部の複雑な諸事象が少しづつではあるが明らかにされつつある。それはたしかに、家長制一元論では律しきれない世界である。だが、家長制論を排除した「構成的支配」論をもつてしても、それはやはり律しきれない世界だったのではないか。

名主層による散田作人層にたいする集团的・階層的排除ということ、大山氏は名主層の灌溉水利・山野用益における排他的特權、耕地保有における両者の隔差などによって説明している。だが、灌溉水利・山野用益から全く排除された小経営は存在できないはずがない。散田作人層はなんらかの所縁を通じて個別的に灌溉水利・山野用益にかかわっていたにちがいない。そのなんらかの所縁の内容こそが問題とされなければならない。

耕地保有の問題にかんしていえば、大山氏が重視する名田と散田（一色田）との隔差ということがそもそも問題であろう。最近の研究によれば、名田と散田の区別は莊園領主が年貢取の都合で設定した形式的な土地区分にすぎず、そのまま農民の耕地にたいする権利の強弱をしめす指標とはなりえない。農民の耕地にたいする所有権は名田・散田（一色田）の枠組を超えて、それとは別の次元で、村落内の個々の耕地について展開していたのである（作手などのかたちで）。農民諸階層のあいだには個々の耕地をめぐって貸借・売買・譲渡など複雑な關係がとり結ばれていたのである。それは名田の所有者と散田の作人というような形式的な分

類では律しきれないような關係であった。名主層と散田作人層という二重構成員の出発点それぞれが問いなおされなければならない。名主経営から相対的に自立する小経営を散田作人層とよぶのは実証的にはもはや無理な段階に来ているのではないか。平凡なようだが、小百姓層とよぶのが一番であろう。

また、「構成的支配」の重要な環をなすものとして位置づけられている「貨幣」を媒介とする支配ということについても問題がないではない。田植・稲刈・灌溉工事などにおける雇傭労働、米錢の給与ということが、大山氏の立論の基礎となっている。だが、雇傭の対象がいつも散田作人層であったとはかぎらないし、さらにまた米錢の給与が人格的關係と二律背反的なものであったと断定する根拠も乏しいのである（大山氏にたいする山本隆志氏の書評「日本中世農村史の定立」、『新しい歴史学のために』一五七号を参照のこと）。

このように「構成的支配」論には多くの難点が存在したといわざるをえない。それは家長制一元論にたいする強力なアンチテーゼとしてはたしかに魅惑的な学説ではあったが、大山氏も自ら危惧するように、いささか「冒険」にすぎたきらいがないでもない。

さいごに、ヨーロッパ中世におけるゲマインデ（共同体）の共同体規制と「構成的支配」とを対比させて理解しようとする大山氏の試みについて一言。ゲマインデの共同体規制は共同体成員たるフーフエ農民みずからにたいする規制であった。それはフーフエ農民に對比されるべき名主層によって階層的に排除されて正規の共同体成員とはなりえない散田作人層がうける「構成的支配」

とは明らかに次元を異にするものであったといわなければならぬ。散田作人層にたいする「構成的支配」ではなく、名主層みずからにたいする村落規制こそが対比されるべきではないか。

三

大山氏の領主制論、これが次の問題である。中世村落の中心部分には村落上層百姓の私的・家父長的武力編成の複合体が存在している。このような村落内部における萌芽的な領主制を大山氏は村落領主とよぶ。それは領主制支配の最小の単位であり、領主制をたえず下から再生産しつづけた存在であった。それは中世という時代を真の意味で担った歴史的主体であった。

このような大山氏の村落領主論は中世村落内における小経営の階層分解のなから領主制が形成されてくるという基本的道筋を踏まえた立論であり、そのかぎりではまったく正しい指摘と考えられる。それは石母田氏の領主制論を正しく継承・発展させたものといえよう。

ところで、この村落領主が領主たりうる根拠は何か。村落領主は名主層といかなる点において区別されるのであろうか。大山氏によれば、村落の農耕生産を組織・調整する、いわゆる勸農の主体は村落領主と名主層であったという。両者はまた下人・所従を支配する家父長制的農業経営の担い手であったとされる点においても共通している。有力名主層のなかには「萌芽的形態における領主制の原基形態」「領主化の契機」が内在していたとされている。そして名主層は散田作人層にたいする「構成的支配」の体現者として支配者の立場にあつたとされ、その意味でも名主層は村

落領主と共通の地盤（村落内における支配者としての共通性）に立っていたとされるのである。これでは、両者の区別は殆どなきに等しいということになってしまうのではないか。

村落領主は公文以下の中下級庄官としてあらわれる。地頭はこの村落領主を組織することによって村落を支配の基盤にくみ入れた。村落領主は中世村落のもつ共同体規制を自らのうちに体現することによって領主たりえた。これが村落領主を名主層から区別する指標であったと大山氏はいう。だが、それはあまりにも不十分すぎるのではないか。荘園領主・在地領主の支配機構の末端に組織されるということはたしかに重要だが、問題はそれを可能にした村落内の条件であろう。村落領主と名主層以下の農民との間に断絶が生じ対立・矛盾関係がかもしだされていること、これがなければ上級領主による村落領主の組織は不可能であったにちがいない。その断絶、対立・矛盾関係の実態こそが明らかにされなければならぬのである。

この対立・矛盾の究明なしに、村落領主による共同体規制の体現を論じても無内容なものとなる。大山氏によれば勸農などの局面においては名主層もそれなりに共同体規制の体現者であった。さらに名主層による「構成的支配」それ自体が共同体規制であったともされる。それと村落領主によって体現される共同体規制とはどこが違うのか。そもそも、名主層による「構成的支配」と村落領主の支配とはどこが違うのか。大山氏の村落領主は「構成的支配」の体現者たる名主層のなかに限りなく埋没してしまう存在のように思われる。

このような問題点が生じる原因はやはり「構成的支配」論にあ

ったといわなければならない。名主層の支配者としての側面を強調しすぎた結果、村落領主との区別がいまいちになってしまったのではない。また、名主層による「構成的支配」を重視するあまり、それとは区別される村落領主固有の支配内容を追究する姿勢が弱まってしまったのではない。

大山氏自身は村落領主と名主とを区別しないで未分化のまま、農民的大経営としてあつかったこと（本書第V論文）を自己批判して、「名主層そのものは典型としては村落領主と区別されて、封建制下の標準的農民経営たる小規模な経営、つまり小経営範疇に分類されうるであろう」と記している（本書第二部、問題の展望）。私はこの自己批判にもろてをあげて賛成するものである。

だが、この自己批判が真に有効なものになりうるためには、「構成的支配」論そのものの再検討が必須の条件となるのではない。

もっとも重要なのはやはり村落領主と名主層をはじめとする農民諸階層との間にある対立・矛盾関係の存在なのであり、それを究明するためには村落領主の実態をより一層具体的に分析することがなされなければならない。村落領主による農業経営の内容、土地所有のあり方、周辺の農民諸階層とのかわりあいの具体相、灌漑水利・山野用益などにおける諸関係など具体的にとりあげることによって、村落領主と名主層など農民諸階層との対立・矛盾関係を究明し、そのことによって村落領主が上級領主と関係をとり結ばざるをえない必然性を明らかにする。これこそが村落領主論の基本的課題というべきものではないか。「小経営生産様式の展開を基礎的条件としながら、それへの抑圧体系としてまず村落内部の小さな領主制（村落領主）が形成され、これをそれぞれの

形式で組織することによってはじめて在地領主制・荘園領主制がともに形成されてくる」という本書序説の指摘、大山氏の「領主制理論の真髄」は、このような基本的課題が明らかにされたときにはじめて具体的真実性をおびることになるといわなければならぬ。なお、このような基本的課題にたいしては、筆者なりのとりにくみがないでもない。参照いただければさいわいである（入間田「領主制—土地所有論—」、シンポジウム日本歴史6『荘園制』所収）（同「平安時代の村落と民衆の運動」、岩波講座『日本歴史』古代4所収）。

さて、つぎに村落領主が荘園領主・在地領主によって組織されるといふことについてだが、組織されるとは一体どのような内容をもって理解されるべき言葉であろうか。荘園領主との関係でいえば、村落領主が公文以下の中下級庄官職として補任されるということ、在地領主との関係では、その中下級庄官職が進止の対象とされるということ、これが大山氏による説明である。だが、それだけであろうか。村落領主が上級の領主権力ととり結ぶ関係は実にさまざまな形態があり、上級領主による補任・進止をうけるという受動的な関係だけではなかったのではないか。

とくに在地領主との関係は複雑で入り組んでいる。在地領主の一族庶子が中下級庄官に補任される例も多く、在地領主制の末端と村落領主とは限りなく接近しているのである。領主制を考えると、村落領主と在地領主とを区別するということはそれなりに有効な方法ではある。だが、それによって、両者の連続性・共通性を軽視するようになるとすれば誤りであろう。

また、大山氏の指摘にもあるように、鎌倉時代の地頭領主は全

國的に散在する所領をもち村落をはるかに超えた世界に生存していた。それは荘園領主にきわめて近似した存在であった。このような地頭領主を在地領主という概念で理解することはそうそう無理な段階に来ているのではないか。在地領主の名に真に値するのはむしろ村落領主だったのでないか。大山氏のいう在地領主はその実態に即して地頭領主といいかえるべきであろう。

ところで、村落領主論とならんで、大山氏の領主制論を特色づけるのは、いわゆる在地性深化論である。その出発点をなすのは、「日本の領主制が在地に根をおろすことがあまりにもすくなく、古代以来の國家權力に依存することがあまりにも大きいのはなぜか」という問いかけである。その答えは、「中世村落の二重構成とそれに規定された散田作人層の存在」にもとめられる。そして、このような中世前期における在地性の稀薄さを克服しようとする動向が中世後期に強まる。このような在地性の深化をめざす動向こそが、日本中世領主制の運動法則であったというのである。

たしかにユニークな見解ではある。だが、その出発点をなす問いかけそのものに問題はないであろうか。日本の領主制はそれほど在地に根をおろすことがすくなく、公権に依存することが大きかったのであろうかと逆に問いかえしたいところである。小経営の分解↓村落領主↓荘園領主・在地領主、という筋道を想定する大山氏の「領主制論の真髓」からすれば、日本の領主制はまぎれもなく在地のなから生み出されてきたといえる存在だったのではないか。さらにまた、この問いかけそのものに若干の意味があったとしても、それを中世村落の二重構成、すなわち「構成的支配」と関係づけることには無理があろう。「構成的支配」そのもの

のが成立を危ぶまれる概念であったからである。

ただし、中世領主の在地性が稀薄なものであったとする大山氏の指摘にかぎっていえば、それなりに養成できる側面がないでもない。日本の中世領主制は「自己完結的な領域支配(地頭独立圏)」を実現することは稀で、その社会的基盤は意外に狭隘かつ脆弱なものであったのである。「中世社会のイエと百姓」(本書第Ⅹ論文)において、大山氏はそれを全面的に論じている。

このような在地領主支配の狭隘性、その領域的支配権の未成熟の基本的要因は何であろうか。それは中世領主が百姓にたいする人格的支配・土地緊縛を全面的に展開し、百姓を自己のイエ支配権のなかに包括することに成功しえなかったということにほかならない。逆にいえば「中世の百姓身分の自立的性格」、百姓の人格的自由・百姓のイエの独立性が、領主によるイエ支配の無制限な展開を抑制する基本的条件となっていたのである。

領主制と百姓とのかわりあい、このような観点から把握しようとする大山氏の立論にたいしては、もろてをあげて賛成したい。日本中世の百姓は領主の人格的支配・イエ支配のもとに完全に包括されてしまうほどに脆弱な存在ではなかったのである。日本中世社会における小経営生産様式の確固とした存在をそこに見出すことができよう。

ここで問題とされている百姓の自立的性が中世村落に結集する農民諸階層、とりわけ名主層によって体现されたものであったことはいまうまでもない。それは決して散田作人層の「人格的自由」ではない。それは名主層をはじめとする農民諸階層によって体现される小経営生産様式の自立的な姿にほかならない。このような百

姓論こそは、小経営生産様式論の基本的筋道に沿ったものといえよう。それは本書序説の立場でもある。そこには「構成的支配」論の影を見い出すことはほとんどできない。それ故にこそ、本書序説・第Ⅱ論文における大山氏の立論は支持すべきものになっているのである。

このように「中世前期の領域支配は多くの面で未成熟さを残しているのであるが、それでも逆にいって、中世前期の在地領主が領域的支配権を欠いていたと理解することも、当然誤りである」。最後に、この大山氏の指摘に注目したい。中世の領主は名主層をはじめとする百姓の自立性に制約されながらも、それなりに領域的支配をおこない、百姓から本年貢・公事を徴収することができたのである。その根拠があらためて問われなければならない。それは領主―百姓の関係の全面的分析によってはじめて解明されるものであろう。散田作人層にたいする「構成的支配」論では問題の核心に迫りえないことははや明白であらう。そこに中世百姓論の当面する課題があるといわなければならない。

四

若狭国太田文、肥後国人吉地頭相良氏、丹波国大山庄一井谷、同庄西田井村、尾張国富田庄などにかんする大山氏の個別的分析はそれ自体きわめて興味深いものである。それはもちろん、先に検討した理論的立場と密接な関連をなすものではあるが、それだけにはとどまらない独自の興味ある事象がいきいきとした筆致で記されている。中世農村の姿を復元的に描きだす豊かな想像力と鋭い実証的感覚によって、他の追隨を許さない大山史学の独壇場

が形成されている。ある意味では、このような個別的分析にこそ本書の真髓があるといえよう。

しかし残念ながら、それを逐一とりあげる余裕はもはやない。すでに与えられた紙数を超えてしまった。大山氏はみずから各節の冒頭「問題の展望」において、個別的分析の要約と位置づけをおこなっている。また、山本隆志氏の書評も各論文の個別的論評をおこなっている（『日本中世農村史の定立』、『新しい歴史学のために』一五七号所収）。それ以上のことをのべる余裕はいまはない。また、第Ⅱ論文「中世の身分制と国家」は個別分析というよりはむしろ、このテーマにかんする全面的な考察であり、問題提起の文章である。とくに、中世の身分差別の問題を「キヨメの都市的構造」との関連で扱えようとする試みが、この分野の研究に投げかける影響は大きいと思われる。だが、この論文についてもべる余裕はない。他日を期すこととした。

いろいろな意味で、書評としてはまことに体裁のわるいものになってしまった。また都合によって原稿提出が大巾に遅れてしまった。心からお詫びしたい。さらに内容的なことでは、大山氏の真意を十分に理解するという前提条件を十分に満たすことができたかどうかについて若干の不安がないでもない。とくに「構成的支配」論についてはその感が強い。もし思わぬ誤解・曲解などがあつたとすれば、その原因はあげて当方の不勉強・未熟さにもとめられなければならない。御寛恕を乞う。

（A5判 四八二頁 索引一八頁 一九七八年二月 岩波書店 四五〇〇頁）
（山形大学教養部助教授）